

新型コロナウイルス対応ガイドライン

当面の対応 2020.06.08



1. ガイドラインについて

一般社団法人宮城県キャンプ協会では、前年度末より新型コロナウイルス感染拡大防止のため主たる事業を休止としていました。この度緊急事態宣言が解除されたことを受け、活動を再開するにあたり当会事業推進の指針となるガイドラインを示すものです。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(以下専門家会議)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)では「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。」とあります。このことから「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染が収束するまでの当面の対応についてまとめました。

今後このガイドラインは政府や専門家の知見、専門家会議の提言等を踏まえて随時検討していきます。また、日本キャンプ協会等の発表(2020年6月4日)「新型コロナウイルス影響下における青少年教育に関わる5団体による共同声明」をもとに、私たち自らの実践を通し、積極的に感染拡大防止に取り組むと共に、他業種・団体等のガイドラインを参考にブラッシュアップしていき、新しい生活様式による安全なキャンプの普及と振興を図ります。

《参考》

- 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 <https://corona.go.jp/>
- 日本キャンプ協会等 新型コロナウイルス影響下における青少年教育に関わる5団体による共同声明 https://camping.or.jp/news_release/14581.html

2. 感染防止のための基本的な考え方

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

専門家会議の提言を踏まえて示された「新しい生活様式」を参考にし、感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗いの実施。また、地域の感染状況に注意するなどし、移動に関する感染対策にも取り組んでいきます。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

「まめに手洗い・手指消毒」「咳エチケットの徹底」「3密の回避」等、「新しい生活様式」を心がけ、自身のみならず、大事な家族や友人、隣人の命を守ることにつながるよう、一人ひとりが心がけて取り組んでいきます。

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

「買い物」「公共交通機関の利用」「娯楽、スポーツ等」「食事」等、従来の生活ではこれまで考慮しなかったような場においても、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行し実践していきます。

(4) 新しいキャンプへの取り組み

これまで実施してきた事業やプログラムについて振り返り、改善していきます。また、当会会員、ボランティア、参加者、利用施設職員等、事業に係わる全ての人に対し感染防止対策の重要性を伝えて行動変容を促し、新しい生活様式・新しいキャンプの実践に積極的に取り組みます。

3. 具体的な取り組み

(1) 事業の計画にあたって

- ① 実施場所 行政の自粛要請や感染者の発生状況等の情報と感染者の発生状況等の最新の情報を得て検討し決定する。また、屋内と屋外によりそれぞれ内容及び対策を検討する。
- ② 参加者数 参加者数については原則 50 名を超えないものとし、対象年齢や世代により定員数を変える。また、幼児・児童、高齢者が対象となる場合のプログラムは小グループで行う等の工夫をする。また、スタッフ数はプログラムに応じ安全に適切な運営ができる必要最小限で対応することとする。
- ③ 実施時間 プログラムをスリム化し行う。実施場所や季節により実施時間を検討する。

④ 移動手段 参加にあたってはできるだけ自家用車を利用する。公共交通機関を利用する場合には感染経路や発生状況の特定を容易にするため事前に申し出てもらうなど、具体的な利用方法を事前に把握して助言する。また、貸切バス利用の場合は乗車する全員の健康調査を事前に行うと共に、定期的な換気、密にならない座席の利用を工夫する。

⑤ 実施内容 実施場所、参加者人数を考慮し、3密状態を回避する内容を計画する。

⑥ 参加者との連絡方法 対面方式を避け、申込フォームやメール・FAXでの申込とする。また、参加費納入は事前に当会金融機関口座への振込とし、入金確認ができた時点で参加確定とする。(実施日5日前までのキャンセルは必要経費、振込手数料を差し引き返金するが、それ以降の返金を行わない) 資料などはメールや郵送で事前に配布する。

⑦ 健康状態の把握 事前に具体的な健康状態の把握の方法を提示して直接受取は避け、実施日の開会前までにメール等で報告を受け取る。

※感染者との接触の有無による参加取消について事前に了承を得る。参加申込日にそれまでの感染者との接触情報を確認するとともに、実施日までに接触の疑いが確認された場合には、主催者の判断で参加の取消が可能であることを事前に了承しておく。

⑧ スタッフ等の健康管理 実施日1週間前から検温し自身の健康状態を詳に把握する。※少しでも体調に不安がある場合は参加しない。

⑨ 参加者名簿等の整備 参加者名簿等を作成し、事業実施中及び事業実施後に感染者が発生した場合に対処できるよう備える。

⑩ 施設利用 当該施設との事前協議を十分に行い、マニュアル等がある場合には事前に把握し全てのスタッフに周知し順守し、互いに協力して感染拡大に努める。

⑪ 事業の中止 実施日直近の最新感染状況を踏まえ判断するものとする。その場合には実施日前日の午後8時までに参加者、利用施設、スタッフ等に周知する。

※内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「業種別ガイドラインについて」を参考にし、必要な対策を実施する。 https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf

(2) 事業実施におけるリスクと対策

感染防止の3つの基本である「身体的距離の確保(最低1m)に努める」、「マスクの着用(屋外の活動では必須ではない)」、「手洗い・消毒の実行」を職員、参加者とも励行することが基本である。

- ① 事業実施予定自治体における自粛要請や感染者の発生状況等の情報を詳細に確認する
- ② 実施場所の安全を確保する(消毒・消毒液の配置・予備マスクの用意)
- ③ 実施日におけるスタッフの健康状態の確認する
- ④ 実施日前5日前から当日までの参加者の健康確認する

- ⑤ 事業実施中の3密対策の徹底する
- ⑥ 使用備品については使用前後にアルコール消毒を行い、参加者間の共有使用はしない
- ⑦ 使用する食器等のレンタルは行わず、提供する食事は各自持参又は使い捨て容器とする
- ⑧ 事業実施中に参加者及びスタッフに感染が疑われる場合は、該当者は他者と接触しない部屋や自家用車で待機し、新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口(宮城県/仙台市)022-211-3883、022-211-2882へ連絡し指示を仰ぐ
また、状況によってはその後のプログラムを全て中止とする

宿泊活動の場合

- ① 宿泊場所における3密状態を回避するため、テント等は他の利用者と共有しない
- ② 炊事場、トイレ、浴室等の利用に関しては、当該施設のマニュアルに従い、配置や利用時間を区切るなどし3密にならないようにする
- ③ 野外炊飯等の食事に関しては当該施設等のマニュアルに従う
使用備品については使用前後にアルコール消毒を行い、参加者間で共有して使用しない
使用する食器のレンタルは行わず、提供する食事は各自持参又は使い捨て容器とする
テーブルの配置に配慮し、炊事場等の利用時間を区切るなどし、3密にならないようにする

(3) 事業実施後の対策

- ① 事業に使用した場所、備品等の清掃、消毒、交換を行う
- ② 事業終了時、参加者及びスタッフの健康状態を確認する
- ③ 帰宅後に感染が判明した場合にはすぐにメール等での連絡を入れるよう依頼する
- ④ 事業終了の1週間後を目安に、メールなどで参加者及びスタッフの体調や事業の感想等について把握できるようにする。

(4) その他

- ① 本ガイドラインをもとに各事業マニュアルを作成し感染拡大の防止に努め、新しい生活様式による安全なキャンプの普及と振興を図ります。
- ②

●内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

<https://corona.go.jp/>



●日本キャンプ協会

新型コロナウイルス影響下における青少年教育に関わる
5団体による共同声明

https://camping.or.jp/news_release/14581.html

